

## 日本看護系大学協議会 会費値上げに係る趣旨説明

平成 27 年度総会で再検討事項となった会費値上げについて、以下の観点から再検討した。

- 1) 本協議会の現行の委員会活動を見直し、活動と費用の効率化を図る。  
現在、各委員会で行っている事業や活動を吟味し、より効果的、効率的に実施できるよう見直すとともに、それにかかる適正な費用について検討する。
- 2) 時代の変化や社会の要請に迅速に対応するために、新規に増設する委員会や取り組む事業について検討する。
- 3) 総会時の提案内容であった常任理事の業務内容を明確にしたうえで、1)、2) と併せて予算規模を想定し値上げ案を作成する。

### <現行の委員会活動と予算の見直し>

各委員会の活動内容を吟味し、将来事業を発展させる必要がある委員会、任務を終えつつあるなどにより規模の縮小や整理統合など効率化を図ることが可能な委員会等を識別し、予算の適正化を図る。

#### (1) 事業の終了または縮小を行う委員会

- ◇ 養護教諭養成教育検討委員会は、平成 27 年度でその目的を遂げて終了するので、平成 28 年度以降の予算だては不要となる。
- ◇ 高度実践看護師制度推進 (APN) 委員会は、APN 制度構築という当初の目的を達成したので、平成 28 年度は規模を縮小し、平成 29 年度に終了する。NP の新たな分野として急性期 NP を検討すべきという意見もあるので、領域拡大の是非も含め、当委員会終了後は CNS/NP 認定委員会に必要な事項を検討していく。
- ◇ 看護学教育評価検討委員会は、専門分野別評価について指針を提示し、実施可能な段階まで進めてきたので、今後の活動は新たに設置する予定である評価機構が担うことになる。そのため、機構が設置された後にこの委員会は、看護学教育質向上委員会に吸収し整理する。

#### (2) 事業内容の抜本的見直しが必要な委員会

- ◇ 看護学教育質向上委員会は、事業の企画において、中期的視点で会員校全体の教育の質向上・改善の基本的な課題を明確にし、目標を定め、質向上に資する具体的な活動を計画し実施する。
- ◇ 高等教育行政対策委員会は、文部科学省委託事業の窓口として様々な委託事業を引き受けて実施してきた。しかし、委託事業を受けるだけでなく、本協議会として行政に積極的に意見や施策を発信していくことに活動の重点を移す。委託事業は、事業内容に適した委員会を中心に応募する。
- ◇ 災害支援対策委員会は、事業内容を見直し、各大学の防災・安全システム、ハラスメント対応等、看護系大学に共通する危機管理といった災害支援に限定しない幅広い活動を検討し、委員会の名称を変えて再スタートする。委員会の規模は変えない。

- ◇ データベース委員会は、会員校への調査を毎年行い、教育に関する基礎的データを蓄積してきた。しかし、今後は現在の調査内容に留まらず、本協議会の事業方針の確定、見解、要望や政策提言を取りまとめる際の科学的な根拠となり得る様々なデータの収集、分析といった活動に発展させていく必要がある。当委員会は、本協議会に調査部を設置し、そこに統合させることが望ましいと考える。

### (3) 事業の維持・拡大のために、予算を増額する必要のある委員会

- ◇ 高度実践看護師 (CNS/NP) 教育課程認定委員会は、委員会の中で最も作業量とかかる費用が多い。事業の収支バランスをはかるために収入面では平成 24 年度から審査料を値上げしており、支出面では交通費、会議費、人件費、印刷費等の経費節減に努めてきた。しかし、単位数が増加したことなども加わり、認定審査に関わる分科会委員（会員校の教員）の負担は増大している。審査作業の効率化を図り、かつ審査の質を維持していくためには、資料整理などの作業補助員の人件費の確保は不可欠で、費用の維持・増大はやむを得ないと考える。

認定に関しては受益者負担という考え方もあるが、本協議会として高度実践看護師の育成を推進するという基本方針に則って、審査料だけで審査事業を賄うという考え方ではなく、全体予算のなかで審査事業を含む委員会活動に予算をつけてきた。今後もこの基本方針を堅持することが重要と考えている。

- ◇ 広報・出版委員会は、JANPU の活動を広く周知し、社会に本協議会の存在意義をアピールするため、予算の拡大が必要である。特に、ホームページをさらに充実させ、会員校はもとより、高校生や一般の人々に対して積極的な情報提供を推進するためには、タイムリーに内容を更新していくことが重要で、そのためには今以上の予算措置が必要である。
- ◇ 国際交流推進委員会は、EAFONS の活動にとどまらず、看護系大学院での留学生の受け入れ、国際的人材の育成、開発途上国などへの看護教員の派遣といった国際協力活動に取り組む必要がある。昨今、国際的な視野での人材育成や貢献が大学に強く求められている中で、この委員会の果たす役割は重要であり、予算を増額して事業を拡大する必要がある。

### <新規に増設する部署・委員会等>

- ◇ 調査部 (シンクタンク的な機能を持つ部署)

これからの看護学基礎教育のあり方や保健医療・看護政策等を提言するための、調査研究開発事業を専門に行う部署を設立する。

現在の問題を整理し、必要な調査や研究を系統的、組織的に実施し、得られた情報や成果を会員校や社会に発信する。さらに、これらのデータや資料の収集・分析結果は、その重要性を増している社会や政府等に向けて本協議会が意見、要望、提言等を発信する際の科学的根拠を提供する。

データ収集・分析・データベース化や他の研究機関等とのネットワークの構築といった事業を常時行う部署としての調査部は、本協議会が今後さらに活動を拡充していくために不可欠と考える。

## ＜本協議会の組織体制の強化＞

### ◇ 常任理事の配置・業務内容

現在、看護学教育、看護実践を取り巻く状況は、高等教育の複線化・専門職大学（仮）の浮上、病院中心の医療から地域包括ケアへなど、急速に変わりつつある。その一方で看護系大学の急増による教員不足を始めとする看護系大学自体が抱える問題も大きくなっている。本協議会が直面しているこれらの課題に向き合い、本協議会の目的である「看護学教育の充実・発展……」に向けてさらに力強く活動を進めるには、常任理事の配置が不可欠と考える。常勤の常任理事2名を置き、このうちの1名は前述の調査部に責任を持つ。

もう1名の理事は、2年ごとに任期を終え新たな体制となる理事会の引き継ぎをスムーズにし、継続的な活動を保証する。また、行政や他機関へのタイムリーな対応にも責任をもつ。さらに、2名の常務理事の共通する役割として期待されるのは、会員校とのパイプ役としての機能である。

現在の活動は、理事を中心とした会員校の代表による委員会が中心となっている。年々増大している多くの会員校にとっては年1回の総会で報告を聞くだけという状況であり、本協議会の意義を実感する機会は乏しい。会員校の本協議会活動へのコミットメントを促進し、多くの会員校が本協議会の事業に関わることができるような体制を作る必要がある。常任理事は、各会員校との情報交換や相談対応を通して会員校と執行部、また地区支部など会員校間のネットワークを強化する新たな機能を担う。

以上、本協議会の活動の見直し、将来の発展の方向性を確認してきたが、これを実行するためには本協議会の財政基盤の強化が不可欠である。

本協議会の財政基盤を安定化させ、必要な事業を確実に遂行し、さらに新たな事業・活動に取り組み、本協議会が会員校に対して、また社会に対して貢献するために、会費値上げについて次の2案を提案する。

**1案（別紙：資料2） 10万円の値上げ、常任理事 当初1名 → 2名**

**2案（別紙：資料3） 12万円の値上げ、常任理事 当初から2名**

なお、調査部の研究員については、大学院生等のアルバイト雇用から始めることが实际的であり、現在の非常勤事務職員雇用範囲内での対応を想定している。そのため、いずれの案でも人件費を別立てで計上していない。

今回の会費値上げの提案に際して、文部科学省からの委託事業費については、通常予算案作成には含めないという扱いにした。委託事業は申請しても採択されるかどうかは不明であり、そのような不確定な費用を常に収入として計上することはできない。このため委託事業費はあくまでも一時的、特別な収入として考え、今回提示した会費値上げの根拠となる予算案からは除外した。

### ＜会費値上げ額の概算見積もり＞

予算の増額ならびに追加計上が必要なものは次の通り(概算)。

1) 常任理事の設置 (2名の人件費)	18,000,000 円
2) 調査部の設置	3,500,000 円
3) 事業拡大をする委員会と管理費の予算増額分	1,600,000 円
	合計 22,700,000 円
会員校数(248)で割ると1校当たり	約 93,000 円

法人を維持するためには、解散時の清算や災害等の緊急かつ特別な運営・活動のための費用や、外部機関からの委託事業費の立替金等として、予備費を積み立てておかなければならない。過去の事例や実績から、積立目標額(=予備費)は1年間の活動費(=経常と経常外費用の合計)の半額(50%)程度が妥当であると顧問税理士から指導を受けている。

積立目標額を維持することも踏まえて、会員1校あたりの会費値上げ額を **10万円**と試算できる。最初から2名の常任理事を置くには、**12万円**の値上げの案になる。

1案と2案の違い等の詳細かつ具体的な試算については、別紙A3版の平成34年度までの予算書(1案と2案)を参照されたい。

1案と2案についてさらに補足すると、10万円の値上げでも可能な試算となっているが、12万円の値上げにすると、活動の幅が広がっても対応しやすくなる、という違いが考えられる。例えば、会員校の参画を推進する、地区別の活動等を計画していくことになると、理事の交通費や会場費も別途必要になるが、現在の値上げ案には十分含めていない。このような方向性を考えると、12万円の値上げ案の方が対応が容易であり、10万円の値上げ案だと他を抑えつつ地区別活動予算を捻出するか、頻度を少なくするなどの工夫が必要になる。

いずれにしても会員校の増加のペースや人件費の見積もりなど、あくまでも現時点での予想であり、常に不確定要素があることは念頭に置く必要がある。